介護老人保健施設みどり苑

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程

令和６年６月１日

（運営規程設置の主旨）

第１条　医療法人財団五省会が開設する介護老人保健施設みどり苑において実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）（以下「当事業所」の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第２条　通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態及と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第３条　当事業所では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が１日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

２　当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。

３　当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

４　当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

５　当事業所では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

６　サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

７　利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかわる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

８　通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（施設の名称及び所在地等）

第４条　当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

（１）　施設名　　介護老人保健施設　みどり苑 通所リハビリテーション（介護予防）
（２）　開設年月日　平成１３年４月２日
（３）　所在地　　富山県富山市秋ヶ島 146 番１
（４）　電話番号　　０７６－４２８－５５８２　FAX 番号０７６－４２８－５５９０
（５）　管理者名　　亀井　哲也

（６）　介護保険事業所番号　　1670101706

（従業者の職種、員数）

第５条　当事業所の従事者の職種、員数は、次のとおりとする。

（１）　管理者　　１．０人

（１）　医師　　１．０人　管理者と兼務

（２）　看護職員又は介護職員　７．０人以上

（３）　理学療法士,作業療法士又は言語聴覚士　　１．０人以上

（４）　その他の従事者　　実情に応じた適当数

（従業員の職務内容）

第６条　前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

（１）管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の管理、指導を行う。

（２）医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。

（３）薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。

（４）看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。

（５）介護職員は、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。

（６）支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。

（７）理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、リハビリテーションプログラムを作成するとともに､通所リハビリテーション利用者に対し、利用者の自宅に赴き、通所リハビリテーション計画の作成・変更を行うほか、機能訓練の実施に際し指導を行う。

（８）管理栄養士又は栄養士は、献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理、食事相談を行う。

（９）介護支援専門員は、利用者の介護サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。

(10) 事務員は、管理者の指示に基づき必要な事務を行う。

(11) 労務員は、車両の運転、当施設の保全管理及び介護の補助を行う。

（営業日及び営業時間）

第７条　通所リハビリテーションの営業日及び営業時間以下のとおりとする。

（１）　祝日を含め、毎週月曜日から土曜日までの６日間を営業日とする。
　　（但し、年末、年始・８月１５日は休業とする）

（２）　営業日の午前９時から午後４時までを営業時間とする。
　　但し、申し出でがある場合、時間を超えて実施する。

（利用定員）

第８条　通所、介護予防通所リハビリテーションの利用定員数は、合計 70 人とする。
なお, 定員の内訳は, １単位目は 62 人, ２単位目は８人とする。

（通所リハビリテーションの内容）

第９条　通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリタッフによって作成される通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

２　通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助もしくは、特別入浴介助を実施する。

３　通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。

４　通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び事業所間の送迎を実施する。

（利用者負担の額）

第 10 条　利用者負担の額を以下のとおりとする。

（１）　保険給付の自己負担額を、別紙利用料その他の費用により支払いを受ける。

（２）　利用料として、食費、日用品費、教養娯楽費、理美容代、利用者が選定する特別な食事等、おむつ代、その他の費用等利用料を別紙利用料その他費用により支払いを受けるものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第 11 条　通常の送迎の実施地域を以下の通りとする。

富山市内

（身体の拘束等）

第 12 条　当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態および時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

（虐待の防止等）

第 13 条　当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその発生を防止するため、いかに掲げる事項を実施する。

（１）　虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

（２）　虐待防止のための指針を整備する。

（３）　虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

（４）　前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第 14 条　通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

・飲酒…飲酒は特別な場合を除き、全面的に禁止とする。
・喫煙…全面的に禁止とする。
・火気の取扱い…指定した場合以外で火気を用いてはならない。
・設備・備品の利用…設備・備品は丁寧に扱い、故意に設備・備品に損傷を与えたり、又はこれらを施設外に持ち出してはならない。
・所持品・備品等の持ち込み…必要な所持品・備品以外は持ち込まないようにする。
・金銭・貴重品の管理…原則として、金銭・貴重品の管理は施設において行わない。尚、金銭又は物品によって賭事を行ってはならない。
・宗教活動…宗教の違い等で他の利用者を誹謗・排撃したり、自由を犯してはならない。
・ペットの持ち込み…ペットの持ち込みは固く厳禁する。
・諸活動…営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は、禁止する。
・迷惑行為…当事業所内の秩序及び風紀を乱し、安全衛生を害する等の迷惑行為を行ってはならない。

（非常災害対策）

第 15 条　消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害､地震等の災害に対処する計画に基づき､また､消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

（１）防火管理者には、開設者が指名する者とする。

（２）火元責任者には、管理者が指名する者とする。

（３）非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
（４）非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
（５）火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
（６）防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）は年２回以上実施する。
（うち１回は夜間を想定した訓練とする）
② 利用者を含めた総合避難訓練は年１回以上実施する。
③ 非常災害用設備の使用方法の教育は随時行って徹底を図る。
（７）その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（業務継続計画の策定等）

第 16 条　当事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

３　当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第 17 条　当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

（職員の服務規律）

第 18 条　職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

（１）　利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
（２）　常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
（３）　お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

別紙　みどり苑倫理綱領

（職員の質の確保）

第 19 条　事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

２　当事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

（職員の勤務条件）

第 20 条　職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人財団五省会の就業規則による。

（職員の健康管理）

第 21 条　職員は、この施設が行う年１回の健康診断を受診すること。

ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間２回の健康診断を受診しなければならない。

（衛生管理等）

第 22 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2　感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

（1）　当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）　当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（3）　当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

3　栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行う。

4　定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第 23 条　事業所職員に対して、事業所職員である期間および事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 24 条　地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

2　運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

3　当事業所は、適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じるものとする。

4　通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人財団五省会介護老人保健施設みどり苑運営会議において定めるものとする。

附　則

この運営規程は、平成 13 年 4 月 1 日より施行する。

平成 16 年 8 月 1 日一部改正（施設長交代による改正）

平成 17 年 10 月 1 日一部改正（介護保険制度改正に伴う改正）

平成 18 年 4 月 1 日一部改正（介護保険制度改正に伴う改正）

平成 18 年 10 月 1 日一部改正（定員の変更に伴う改正）

平成 23 年 9 月 1 日一部改正（防火管理者の変更による改正）

平成 26 年 4 月 1 日一部改正（管理者の変更及び定員変更等に伴う改正）

平成 27 年 11 月 25 日一部改正（第 11 条、第 12 条 喫煙、金銭・貴重品の管理について一部改正）

平成 28 年 5 月 1 日一部改正（別紙利用料その他費用変更に伴う改正）

平成 30 年 3 月 1 日一部改正（定員変更に伴う改正）

平成 30 年 4 月 1 日一部改正（介護保険制度に伴う改正）

令和 1 年 10 月 1 日一部改正（別紙 3 利用料その他費用変更による改正）

令和２年４月１日一部改正（管理者変更、送迎範囲の変更に伴う改正）
令和４年４月１日一部改正（ハラスメント防止対策、BCP 等）
令和６年６月１日一部改正（利用料その他費用変更）介護報酬改定